

天

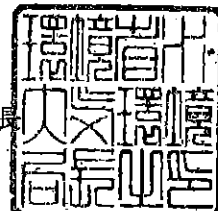


環水大総発 1404095 号

平成 26 年 4 月 9 日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 中村 満義 殿

環境省
水・大気環境局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 26 年 4 月 9 日から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。平成 25 年 3 月 29 日付の労務単価及び今回の新労務単価とあわせて、例えば普通除染作業員においては 37% 上昇となります。

このため、これまでの労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の除染事業への入職が促進されるよう、貴団体傘下の建設企業に対して、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう周知徹底をお願い致します。

記

・技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取り組みを進める必要がある。

このため、元請企業においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請企業に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

なお、環境省においては、除染等工事設計労務単価の上昇が技能労働者の賃金水準の上昇に結びついているか、関係省庁と連携し別途実態を把握し、その状況を今後の除染等工事に係る設計労務単価の改訂に反映することとしているので留意されたい。